



參考資料

用語の解説

(1) 五十音順

【あ行】

エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステムのことで、組織や事業者などが環境へ配慮した取組を主体的・積極的に行うための方法を定めたものです。あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組めるよう工夫されています。

エコドライブ

自動車の燃料消費を少なくすることで排出ガスを減らし、燃費を向上させる運転のことです。エコドライブを実践することで、燃料消費量を2割程度削減することも可能とされています。

温室効果ガス

地球の大気中に含まれており、主にCO₂、フロン類、メタンなどのことを指します。これらのガスは赤外線を吸収し、再び放出する性質を持っています。この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖めます。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量を均衡させることです。

カーボンフットプリント

商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みです。

事業者と消費者の間でCO₂排出量削減行動に関する「気づき」を共有し、「見える化」された情報を用いて、事業者がサプライチェーン（供給連鎖）を構成する企業間で協力して更なるCO₂排出量削減を推進すること、「見える化」された情報を用いて、消費者がより低炭素な消費生活へ自ら変革していくことを目指しています。

気候変動適応法

地球温暖化そのほかの気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供そのほか必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律です。

固定価格買取制度（＝FIT）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務付けるものです。電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気は、送電網を通じて、ふだん使う電気として供給されます。このため、電気事業者が再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した賦課金という形で国民が負担することとなります。

コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことで、回収した廃熱は、工場における熱源や、家庭、オフィス、病院など生活の場における冷暖房、給湯設備などに利用できます。

コンパクト・プラス・ネットワーク

住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方です。

【さ行】

再エネ 100 宣言 RE Action

企業、自治体、教育機関、医療機関などの団体が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100%利用を促進する新たな枠組みです。

災害レジリエンス

災害に対するコミュニティや社会が、その基本構造や機能の維持・回復を通じて、災害の影響を適時かつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力として定義されています。

再生可能エネルギー

太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然の中で繰り返し起こる現象から抽出でき、一度利用しても比較的短期間に再生が可能な、資源が枯渇しないエネルギー資源のことです。

サブスク

subscription（サブスクリプション）の略称で、月額課金・定額制で契約するサービスのことを指します。ある商品やサービスを一定期間、一定額で利用できるような仕組みです。

シェアリングサービス

物品などを多くの人と共有したり、個人間で貸し借りをしたりする際の仲介を行うサービスの総称で、車や自転車などのシェアサービスがあります。

ソーラーシェアリング

営農を続けながら太陽光発電を行うもので、農地に支柱などを立てて、その上部に設置した太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組をいいます。

【た行】

脱炭素社会

パリ協定第 4 条第 1 項には、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」とされています。すなわち世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにすることを「脱炭素社会」といいます。

地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条第 1 項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づいて策定される計画です。この計画には、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標、目標達成のための対策・施策、地球温暖化への持続的な対応を推進するための方策が示されています。

デコ活

二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を意味する“活”を組み合わせた新しい言葉です。

【は行】

バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のことで、それを発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することができます。再生可能エネルギーの一つです。

排出係数

電気やガソリンなどのエネルギー使用量あたりのCO₂排出量を求める場合に、エネルギーの種類に応じて乗ずる係数です。

パリ協定

京都議定書以来、18年ぶりに合意された温暖化問題に対処する国際的な取り決めです。平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をするという世界共通の長期目標が定められました。

また、京都議定書は先進国のみ削減目標を課していたのに対して、パリ協定は全ての国が自国で作成した目標を提出し、その達成のために措置を実施することを義務づけています。

ヒートアイランド現象

ヒートアイランド (heat island=熱の島) 現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。

福岡県環境総合ビジョン

福岡県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱であるとともに、県民・事業者・行政など、全ての主体が環境について考え行動する際の指針となるものです。

福岡県総合計画

福岡県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向性を示し、県の行政運営の指針となるものです。

【ま行】

メタネーション

CO₂と水素から「メタン」を合成する技術です。現在の都市ガスの原料である天然ガスを、この合成メタンに置き換えることで、ガスの脱炭素化を目指しています。

猛暑日

日最高気温が35℃以上の日です。

(2) 数字・アルファベット順

5 R

5 Rは Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)、Refuse (リフューズ)、Repair (リペア) の5つのRの総称です。

Reduce (リデュース) は、ごみの発生を減らすことです。製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることなどが含まれます。

Reuse (リユース) は、繰り返し使うことです。使用済製品やその部品などを繰り返し使用することなどが含まれます。

Recycle (リサイクル) は、資源として再生利用することです。廃棄物などを原材料やエネルギー源として有効利用することなどが含まれます。

Refuse (リフューズ) は、ごみの元になるものを買ったり貰ったりしないことによりごみを減らすことです。エコバックを活用してレジ袋をもらわない、過剰包装は断るなどが含まれます。

Repair (リペア) は物が壊れた時に修理して、できる限り長く使うことです。物が壊れた時はすぐに捨てず、できる限り長く使うことなどが含まれます。

COP

Conference of Parties の略称で、条約の締約国会議を意味する略称です。気候変動枠組条約に参加する国により、温室効果ガス排出削減などについて協議する会議（気候変動枠組条約締約国会議）を、本計画ではCOP と呼びます。

COP21 は、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（2015 年開催）のことを示します。

COP26 は、第 26 回気候変動枠組条約締約国会議（2021 年開催）のことを示します。

COP27 は、第 27 回気候変動枠組条約締約国会議（2022 年開催）のことを示します。

なお、COP の表記は、ほかに生物多様性条約などで使われます。

ESG 投資

従来の財務情報だけでなく、環境 (Environment) ・社会 (Social) ・ガバナンス (Governance) 要素も考慮した投資のことです。

EV

Electric Vehicle (電気自動車) の略称で、バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを動かして走ります。走行中にCO₂や大気汚染物質などを発生させません。

FCV

Fuel Cell Vehicle (燃料電池自動車) の略称で、水素と空気中の酸素を燃料電池で反応させて発電し、モーターを動かして走ります。走行中に排出するのは水だけで、CO₂や大気汚染物質などを発生させません。

FIT (= 固定価格買取制)

再生可能エネルギー源 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス) を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務付けるものです。電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気は、送電網を通じて、ふだん使う電気として供給されます。このため、電気事業者が再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した賦課金という形で国民が負担することとなります。

HEMS

Home Energy Management System の略称で、家庭内で使用している電気機器について使用量や稼働状況を把握 (可視化) することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステムです。

ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格で、製品の製造やサービスの提供など、自社の活動による環境への負荷を最小限にするように定めています。ISO14001 を取得した組織や企業は、地球環境へ配慮した組織/企業活動を行っていることと国際的に認められることとなります。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略称で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織です。

PPA

Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略で、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者又は別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。

REPOS

Renewable Energy Potential System（再生可能エネルギー情報提供システム）の略称で、全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報や、導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報・防災情報などが掲載されています。

SBT

Science Based Targets（サイエンス・ベースド・ターゲット）の略称で、パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準(Well Below 2℃)に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです。

SBTi

Science Based Targets initiativeの略称で、科学に基づく気候目標を設定した組織・企業間のコラボレーションことです。SBTiは企業がSBTを設定することが当然となり、経済と環境が調和する社会を創り上げることを目標としています。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

V2H

「クルマ（Vehicle）から家（Home）へ」を意味し、電気自動車に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のことです。

ZEB

Net Zero Energy Buildingの略称で、50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギーなどの導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のことです。削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義されており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義されています。

ZEH

Net Zero Energy House の略称で、20%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギーなどの導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅のことです。削減量に応じて、①『ZEH』（100%以上削減）、②Nearly ZEH（75%以上100%未満削減）、③ZEH Oriented（再生可能エネルギー導入なし）と定義されています。

(3) エネルギーなどの単位とその意味

基本単位			
記号	読み方	説明	備考
W	ワット	電力の単位	瞬時値、出力
Wh	ワットアワー	電力量の単位	1Whは1Wの電力を1時間使用 (1Wh = 3,600 J)
J	ジュール	熱量などの単位	1 J = 1W × 1秒
単位の接頭語			
記号	読み方	説明	備考
k	キロ	10^3	1 kW = 1,000W
M	メガ	10^6	1MW = 1,000 kW = 1,000,000W
G	ギガ	10^9	1GW = 1,000MW = 0.001TW
T	テラ	10^{12}	1TW = 1,000GW = 1,000,000MW

部門別 成果指標の削減効果

成果指標のCO₂削減効果では、環境省の「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後の関連資料（2022年10月）」などに基づき、概算でCO₂削減量を試算したものです。なお、各成果指標のCO₂削減量には重複するものがあります。

【家庭部門】

施策	成果指標 (2030年度)	CO ₂ 削減効果	進捗管理方法	成果指標 設定根拠
①住宅への太陽光発電設備・蓄電設備の導入促進	住宅用太陽光発電設備・蓄電設備の導入率20%	2.8千t-CO ₂ ※導入ポテンシャルの最大導入量 (戸建住宅) 148.1TJ×20%=29.6 TJ =29.6×0.344/3.6=2.8千t-CO ₂	・自治体排出量カルテ(環境省) ・アンケート	アンケートで約3割が太陽光発電及び蓄電池の導入意向あり
②再生可能エネルギー由来の電力の導入促進	再生可能エネルギー由来の電力の導入率20%	3.1千t-CO ₂ ※導入ポテンシャルの最大導入量 (戸建住宅+集合住宅) (148.1TJ+14.6 TJ)×20%=32.5TJ =32.5×0.344/3.6=3.1千t-CO ₂ (参考)環境省の原単位による試算 777 kg-CO ₂ /世帯×19,211世帯 (2030年度)×20%=3.0千t-CO ₂	・アンケート ・九電資料など	アンケートで約2割弱が再生エネルギー由来電力の実施予定
③住宅の省エネルギー化の推進(ZEHなどの普及促進)	新築建物のZEH化率100%	2.6千t-CO ₂ ※新築370件/年(過去9年平均) 370戸×2551kg-CO ₂ /世帯× (2030-2019)年×25%=2.6千t-CO ₂	・アンケート ・申請書など	国の目標値相当を目指す
④住宅などの省エネルギー機器・設備の普及促進	世帯あたりのエネルギー消費量15GJ/世帯	13.3千t-CO ₂ ※2030年度365TJ/24,994世帯 =15GJ (削減量) 504(2013年度)-365=139 TJ =139×0.344/3.6=13.3千t-CO ₂	・自治体排出量カルテ(環境省)	世帯あたりエネルギー消費量推計 ※2019年度 439TJ/20,677世帯 =21GJ
⑤町民への脱炭素意識の普及啓発	町民の脱炭素に対する理解度60%	-	・アンケート	アンケートで約6割がある程度取り組みたい意向あり
(参考値) その他(省エネ化や電力排出係数低減など)による削減量		(19.2千t-CO ₂)		
計		41千t-CO ₂		

【運輸部門・産業部門】

施策	成果指標 (2030年度)	CO ₂ 削減効果	進捗管理方法	成果指標 設定根拠
①公共交通などの 利用促進	町内巡回バス利 用者数 70%増 (2013年度比)	0.5千t-CO ₂ ※2013年度町内巡回バス利用者数 20,948人×70%×35.1kg- CO ₂ =0.4千t-CO ₂	・実績数	これまでの利用状 況を考慮
②電気自動車など の導入促進	町全域 EV 化率 10%、公用車 EV 化率 40%	2.4千t-CO ₂ ※車両保有台数(特殊、二輪車除く) 40,000台(2010~2020年度比から 2030年度想定)×610kg-CO ₂ /台× 10%=2.4千t-CO ₂ (公用車は微少のため未計上)	・アンケート	アンケートで約 3 割 が電気自動車の導 入意向あり
③自動車のスマート 利用の促進	シェアリングサービ スの利用率 20%	3.4千t-CO ₂ ※自家用車両保有台数(貨物用除く) 35,000台(2010~2020年度比から 2030年度想定)×490kg-CO ₂ /台× 20%=3.4千t-CO ₂	・アンケート	アンケートで約 3 割 が実施予定
④物流施設や工場 などへの太陽光発 電設備や蓄電設備 の導入促進	太陽光発電設 備・蓄電設備の導 入率 20%	1.8千t-CO ₂ ※導入ポテンシャルの最大導入量 (工場倉庫) 92.6TJ×20%=18.5TJ =18.5×0.344/3.6=1.8千t-CO ₂	・自治体排出量 カルテ(環境省) ・アンケート	アンケートで約 2 割 弱が太陽光発電の 導入意向あり
⑤物流施設や工場 などの省エネルギー 化の推進	運輸・産業部門の エネルギー消費 量 2,210TJ	49.1千t-CO ₂ ※2030年度 運輸 980TJ+産業 1230TJ = 2210TJ (削減量) 2724(2013年度)-2210=514TJ =514×0.344/3.6=49.1千t-CO ₂	・自治体排出量 カルテ(環境省)	エネルギー消費量 推計 ※2019年度 運輸 1314TJ+産業 1260TJ = 2574TJ
(参考値) その他(省エネ化や 電力排出係数低減 など)による削減量		(36.8千t-CO ₂)		
計		94千t-CO ₂		

【業務その他部門】

施策	成果指標 (2030年度)	CO ₂ 削減効果	進捗管理方法	成果指標 設定根拠
①公共施設や事業所 などへの太陽光発電 設備・蓄電設備の導 入促進	・公共施設への太 陽光発電設備導入 による CO ₂ 削減量 0.4 千 t-CO ₂ ・事業所などの太陽 光発電設備・蓄電 設備の導入率 20%	(公共) 0.4 千 t-CO ₂ ※粕屋町公共施設等への太陽光発 電設備等導入可能性調査より算出 (民間) 5.9 千 t-CO ₂ ※導入ポテンシャルの最大導入量 (その他建物) 309.5TJ×20%=61.9TJ =61.9×0.344/3.6=5.9 千 t- CO ₂	・自治体排出量 カルテ(環境省) ・アンケート	(公共) 粕屋町公共施 設等への太陽 光発電設備等 導入可能性調 査に準拠 (民間) アンケートで約 2 割が太陽光発 電の導入意向 あり
②再生可能エネルギ ー由来の電力の導入 促進	・公共施設の再生 可能エネルギー由 来の電力の導入率 50% ・事業所などの再生 可能エネルギー由 来の電力の導入率 20%	(公共) 1.1 千 t-CO ₂ ※導入ポテンシャルの最大導入量 (官公庁+学校) (8.2TJ+14.9 TJ)×50%=11.6TJ =11.6×0.344/3.6=1.1 千 t- CO ₂ (民間) 5.9 千 t-CO ₂ ※導入ポテンシャルの最大導入量 (その他建物) 309.5TJ×20%=61.9TJ =61.9×0.344/3.6=5.9 千 t- CO ₂	・アンケート ・九電資料など	(公共) 公共施設として 半数程度を目 指す (民間) アンケートで約 2 割弱が再エネ 由来電力の実 施予定
③建築物の省エネル ギー化の推進(ZEB な どの普及促進)	新築建築物の ZEB 化率 100%	※微小のため未計上	・アンケート ・申請書など	国の目標値相 当を目指す
④省エネルギー機 器・設備の普及促進	業務その他のエネ ルギー消費量 740TJ	2.9 千 t-CO ₂ ※2030 年度 740J (削減量) 741 (2013 年度)-740=1 TJ =1×0.344/3.6=0.1 千 t- CO ₂ ※2013 年度のエネルギー消費量が 2030 年度同などのため、上記方法で は算出できない。省エネシナリオで は、2013 年度～2030 年度のエネ ルギー消費量のトレンドは、年間 1.6962TJ の削減となっており、2013 年度から 2030 年度の 18 年間では 1.6962TJ×18 年間=30.53TJ の削 減となる。これは、2.917 千 t-CO ₂ の 削減量に相当する。	・自治体排出量 カルテ(環境省)	エネルギー消費 量推計 ※2019 年度 843TJ
⑤事業者などへの脱 炭素意識の普及啓発	事業者などの脱炭 素に対する理解度 60%	—	・アンケート	アンケートでは 検討中を含めて 3 割だが過半数 以上を目指す
(参考値) その他(省エネ化や電 力排出係数低減な ど)による削減量		(27.8 千 t-CO ₂)		
計		44 千 t- CO ₂		

合計 179 千 t- CO₂

※エネルギー量から二酸化炭素削減量の換算

エネルギー量(TJ)＝二酸化炭素削減量(千 t-CO₂)／二酸化炭素排出係数(九州電力(株)の 2019 年度排
出係数 0.344kg-CO₂/kWh)×3,600kJ/kWh／10³

【廃棄物部門】

施策	成果指標	CO ₂ 削減効果	進捗管理方法	成果指標設定根拠
①食品廃棄物やプラスチックごみの削減などの推進	▲5.2%/人 (▲約16%)	なし	他計画による	他計画に準拠

■2030年度までに世帯あたり二酸化炭素削減量(kg-CO₂)の設定根拠

	2013年度	2019年度	2030年度
家庭部門 二酸化炭素排出量(千 t-CO ₂)	61	33	20
世帯数	18,386	20,677	24,994
世帯あたり二酸化炭素排出量(kg-CO ₂ /世帯)	3317.7	1595.9	800.2

※2013年度 18,386世帯(2014年3月 粕屋町指定区別人口調)

※2019年度 20,677世帯(2020年3月 粕屋町指定区別人口調)

※2030年度 24,994世帯(2015年の粕屋町の人口に対する世帯数の割合(1世帯の平均人数:2.38人)を用い、人口問題研究所による2030年の粕屋町人口推定値(52,338人)から算出)

$$(2019年度)1595.9 - (2030年度)800.2 = 795.7 \text{ kg-CO}_2/\text{世帯} \approx 800 \text{ kg-CO}_2/\text{世帯}$$

粕屋町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査 結果

CO₂削減量一覧表

No.	施設名	【最適規模】 太陽光出力	自家消費量 ^{※4}	CO ₂ 削減量 ^{※4、※5}	CO ₂ 削減量 ^{※4、※5} 合計	太陽光発電設備 導入想定時期
		[kW]	[kWh/年]	[t-CO ₂ /年]	[t-CO ₂ /年]	
2	柚須文化センター	10.0	7,573	3.4	7.8	～2025年度 (令和7年度)
16	西幼稚園	15.0	9,746	4.4		
6	粕屋町立生涯学習センター (サンレイクかすや)	107.5	94,797	42.9	417.1	～2030年度 (令和12年度)
8	粕屋町総合体育館 (かすやドーム)	174.1	156,752	71.0		
27	かすやこども館	15.8	11,963	5.4		
29	粕屋町福祉センター	30.0	26,916	12.1		
30	粕屋町役場庁舎	95.0	84,985	38.4		
7	粕屋町立図書館・歴史資料館 (粕屋フォーラム)	37.5	36,154	16.3		
9	粕屋西小学校	62.6	53,474	24.2		
10	大川小学校	70.0	51,929	23.5		
11	仲原小学校	63.3	50,931	23.0		
12	粕屋中央小学校	40.0	39,212	17.7		
13	粕屋中学校	140.0	93,272	42.2		
14	粕屋東中学校	140.0	97,982	44.3		
19	中央幼稚園 ^{※1}	-	-	-		
28	粕屋町保健センター (健康センター)	40.0	28,876	13.0		
68	粕屋町浄水場	22.5	22,279	10.0		
73	再生処理施設	78.3	73,271	33.1		
1	上大隈公民会館	10.0	6,757	3.0	7.6	～2040年度 (令和22年度)
21	西保育所	3.0	3,024	1.3		
24	粕屋中央小学児童保育所	8.3	5,271	2.3		
62	長者原駅	3.0	2,325	1.0		
69	旧清掃センター跡地 ^{※2}	166.6	-	-		
合計		1332.5	957,489	432.5	432.5	-

※1. 中央幼稚園の削減量は粕屋中央小学校に含む(一括受電のため)

※2. 旧清掃センター跡地は電力需要が無いため、削減量算出の対象外

※3. CO₂排出係数: 0.453 kg-CO₂/kWh (九州電力2022年度)

※4. CO₂削減量[t-CO₂/年] = 自家消費量[kWh/年] × 0.453 kg-CO₂/kWh^{※3} ÷ 1,000

※5. CO₂削減量は2022年度のCO₂排出量に対する年間削減量

部門別 CO₂削減のための対策や効果について

出典:「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」(環境省)

3.対策(詳細)

【家庭部門】								
分類	対策	対策内容	CO ₂ 削減効果		節約額	時間メリット	時間メリット備考	備考等
A:新築・持ち家を購入する世帯								
	ZEH購入	断熱性能の向上と太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入などによって、エネルギー消費量を実質ゼロにするZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を購入する	2,551.0	kg-CO ₂ /世帯	152,280	円/年		
	太陽光発電設備の設置	太陽光発電設備を設置する	919.8	kg-CO ₂ /世帯	53,179	円/年		
	家庭エコ診断の実施	地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、省CO ₂ ・省エネ提案・アドバイスを行う家庭エコ診断を受診し、各家庭の実情に合わせた対策を行う	31.5	kg-CO ₂ /世帯	4,185	円/年		
B:10年後までに引っ越しやリフォームの機会がある世帯								
	省エネ性能の高い住宅への引っ越し・断熱リフォーム	引っ越しの際に、建築物の省エネ性能表示なども参考に、省エネルギー基準を満たした住宅を選択する。断熱性能の高い窓ガラスやサッシへの交換等の断熱リフォームを実施する	1,130.7	kg-CO ₂ /戸	94,475	円/年		
	高効率給湯器の導入	従来型の給湯器から高効率給湯器(ヒートポンプ式、潜熱回収型給湯器、家庭用燃料電池)へ更新する	70.9 ~	525.6 kg-CO ₂ /台	6,161 ~	35,394 円/年		
	ヒートポンプ式給湯器	同上		525.6	kg-CO ₂ /台	35,394	円/年	
	潜熱回収型給湯器	同上		70.9	kg-CO ₂ /台	6,161	円/年	
	家庭用燃料電池	同上		163.8	kg-CO ₂ /台	13,977	円/年	
	節水(ガス使用量削減)	節水シャワーヘッド、節水型のトイレへの交換、蛇口への節水アダプタの設置、節水効果の高いドラム式洗濯機の導入等を行う	104.7	kg-CO ₂ /世帯	15,647	円/年		節水による水道代の節約額(業務部門)も本項目に合算
C:全世帯								
	LED等高効率照明の導入	LED等高効率な照明を導入する	27.2	kg-CO ₂ /世帯	2,876	円/年	0.4 時間/年	取り換えの手間が約7分の1になる
	クールビズ(家庭)	夏期の軽装等により冷房の設定を適切な室温にする	5.3	kg-CO ₂ /世帯	566	円/年		
	ウォームビズ(家庭)	冬期の暖かい服装等により暖房の設定を適切な室温にする	35.3	kg-CO ₂ /世帯	3,338	円/年		
	冷蔵庫の買い替え	統一省エネルギーラベルなどを参考に、省エネ性能の高い冷蔵庫に買い替える	107.8	kg-CO ₂ /台	11,413	円/年		
	エアコンの買い替え	統一省エネルギーラベルなどを参考に、省エネ性能の高いエアコンに買い替える	69.8	kg-CO ₂ /台	7,388	円/年	-	自動清掃機能付きエアコンの場合、フィルターの手入れ回数が1/24に
	スマート節電(HEMS導入)	エネルギー使用量の表示・管理システム(HEMS)やIoT家電の活用により、節電を行う	87.5	kg-CO ₂ /世帯	9,268	円/年		
	電力排出係数の改善	-	777.0	kg-CO ₂ /世帯				

【運輸部門】								
分類	対策	対策内容	CO ₂ 削減効果		節約額	時間メリット	時間メリット備考	備考等
A:次世代車の購入意向がある世帯								
	次世代自動車の購入	自動車購入時に、次世代自動車(FCV, EV, PHEV, HV)を選択する	610.3	kg-CO ₂ /台	75,152	円/年	2.0 時間/年	給油時間の削減 完全自動運転車にした場合、運転時間を自由に使えることから、更に323時間/年の時間メリット
B:10年後までに自動車購入機会がある世帯								
	カーシェアの利用	自動車を保有する代わりに、カーシェアを利用する	490.5	kg-CO ₂ /台	149,247	円/年		
	テレワークで移動自体を削減	テレワークにより、通勤に伴う移動を削減する	840.3	kg-CO ₂ /人	61,267	円/年	275.4 時間/年	
C:全世帯								
	自動車利用方法の見直し		117.3	kg-CO ₂ /台				
	エコドライブの実施	ふんわりアクセル、加減速の少ない運等のエコドライブを実施する	117.3	kg-CO ₂ /台	9,365	円/年	0.2 時間/年	給油回数約10%削減
	通勤手段や頻度の見直し		35.1 ~	161.6 kg-CO ₂ /人				
	近距離通勤(5km未満)は自転車・徒歩通勤に見直す	近距離通勤の場合、通勤手段を自動車から自転車・徒歩通勤に見直す	161.6	kg-CO ₂ /人	11,782	円/年		
	5km以上の通勤も月1日は公共交通機関に見直す	通勤手段を自動車から公共交通機関に見直す	35.1	kg-CO ₂ /人	-	円/年		

【卸エネ部門】								
分類	対策	対策内容	CO ₂ 削減効果		節約額	時間メリット	時間メリット備考	備考等
C:全世帯								
	ごみの削減(分別収集・3R)	マイボトル、マイバッグの利用、分別などにより容器包装プラスチック等のごみを削減する	28.8	kg-CO ₂ /世帯	3,784	円/年		
	脱炭素型の製品・サービスを選択(グリーン購入)							
	例:バイオマスプラスチック製品の購入	従来のプラスチックに代わり、環境に配慮したバイオマスプラスチックを使った製品を購入する	19.2	kg-CO ₂ /世帯				

【その他分野横断】								
分類	対策	対策内容	CO ₂ 削減効果		節約額	時間メリット	時間メリット備考	備考等
B:10年後までに引っ越しやリフォームの機会がある世帯								
	節水(水使用量削減)	節水シャワーヘッド、節水型のトイレへの交換、蛇口への節水アダプタの設置、節水効果の高いドラム式洗濯機の導入等を行う	23.8	kg-CO ₂ /世帯				節水による水道代の節約額は家庭部門の節水の項目に合算
C:全世帯								
	クールビズ(業務)	夏期の軽装等により冷房の設定を適切な室温にする	5.6	kg-CO ₂ /人				
	ウォームビズ(業務)	冬期の暖かい服装等により暖房の設定を適切な室温にする	2.7	kg-CO ₂ /人				
	食品ロス削減	買いすぎの防止等により、家庭からの食品ロスを削減する	5.4	kg-CO ₂ /世帯	8,900	円/年		
	旬の食材の地産地消	旬の食材、地元でとれた食材を購入する						試算範囲が限定的かつ汎用的な試算が困難なことからCO ₂ 削減効果は計上しない
	サステナブルファッション	リサイクル素材を使った環境に配慮した服を選んだり、持っている服を長く大切に着る						試算範囲が限定的かつ汎用的な試算が困難なことからCO ₂ 削減効果は計上しない

計画策定の経緯

計画の策定に当たっては、粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会を設置し、以下のスケジュールと委員により内容を協議及び決定しました。

また、次頁に粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱を示します。

【計画策定のスケジュールと概要】

	実施日時	概要
第1回	令和5年6月15日 14:00～16:00	地球温暖化が私たちの生活に与える影響のほか、先般の地球温暖化対策法の一部改正を受けた脱炭素まちづくりに向けた国内外の動向を理解して頂いた上で、粕屋町の温室効果ガス削減目標及び脱炭素まちづくり構想について協議を諮りました。
第2回	令和5年9月1日 14:00～16:00	第1回協議会の御意見を削減目標に反映させたうえで、脱炭素まちづくりと同時に地域課題を解決する重点施策について協議を諮りました。本協議会におけるご意見を反映させた計画素案をもとに、協議会后にパブリックコメントを実施し、住民の方々の御意見を重点施策の方針へ反映させました。
-	令和5年9月25日 ～ 令和5年10月24日	パブリックコメント
第3回	令和5年11月21日 14:00～16:00	第1～2回の協議結果及びパブリックコメントなどの結果を踏まえて、粕屋町の脱炭素まちづくり構想と重点施策を決定し、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としてとりまとめを行いました。

【粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会 委員名簿】

番号	氏名	所属・役職
1	鶴崎 直樹	九州大学 准教授
2	住吉 大輔	九州大学 教授
3	宮本 房男	粕屋町行政区長会
4	安川 利正	粕屋町農業委員会
5	山本 一朗	粕屋町商工会
6	園田 理恵	九州電力株式会社 福岡支店営業部 福岡東営業センター
7	松尾 誠一	西部ガスエネルギー株式会社
8	池田 聡子	株式会社西日本シティ銀行 法人ソリューション部
9	西野 明雄	日産福岡販売株式会社 EV推進部
10	吉川 泰彰	福岡県環境部環境保全課
11	野中 喜久美	一般公募住民
12	南 源来	一般公募住民

○粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱

(令和4年12月13日要綱第58号)

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、同法第22条の規定に基づき「粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の実施に関し必要な事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実行計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 計画の策定及び見直し並びに推進に関し、意見聴取が必要と認められる団体から推薦された者
 - (3) 公募による町民
 - (4) その他町長が必要と認める者
- 2 前項に規定する委員のほか、特に調査研究の必要があるときは、委員会に臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、第1回目の会議については町長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部道路環境整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。